

「介護サービス情報の公表」制度について

介護サービスを提供する事業者は、その提供する介護サービス情報を都道府県に報告する義務があります（介護保険法第115条の35）。

報告はほぼ全ての介護サービス(介護予防含む)が対象(*)です

※介護保険法施行規則第140条の43に定めるサービス及び介護療養型医療施設が対象
(居宅療養管理指導・介護予防支援は対象外)

報告内容は、次の2種類です。

「基本情報」⇒ 事業所名称、所在地、連絡先、サービス従業者の数、施設・設備の状況や利用料金などの事実情報です。

「運営情報」⇒ 利用者本位のサービス提供の仕組み、従業者の教育・研修の状況など、介護サービス事業所のサービス内容、運営内容等に関する情報です。

新規開設した初年度 ⇒ 「基本情報」のみを報告します。

新規指定の翌年度以降に前年度の介護報酬支払額の総額が初めて100万円を超えた場合
⇒ 「基本情報」に加えて「運営情報」を報告します。

公表済み情報の更新について

今までは（～令和5年度）

公表済情報の訂正漏れを防ぐため、千葉県を5圏域に分け、毎年1圏域ごとに更新の依頼通知を送付していました。

※毎年情報を更新している事業者は問題ありませんが、通知が届いてから更新している事業者は、公表情報が古い情報のままでした。



これから（令和6年度～）

公表済情報の正確性を期するため、毎年情報を更新してください。

※公表されている情報に修正がない場合も、システムにログインし、提出ボタンの押下までは必要です。



<今年度の対応>

国は、「介護サービス情報公表制度システム」の改修を令和6年秋ごろ予定しています。改修完了後に「千葉県介護サービス情報公表センター」から情報更新依頼を通知しますので、通知到着後に作業をお願いします。

■システムURL：<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>
(厚生労働省 介護事業所検索「介護サービス情報公表システム」)
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/12/>
(厚生労働省「介護サービス情報報告システム(事業所向け)」)
※千葉県介護事業所検索画面右下「事業所の方はこちら」からログインできます。

※ 令和6年度千葉県介護サービス情報公表計画

介護保険法施行令第37条の2の3第1項外の規定により都道府県が定める介護サービス情報公表事務に関する計画。計画全文は千葉県ホームページに掲載しています。

■千葉県ホームページアドレス

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/shien/johokohyo/documents/kaigo.pdf>